

令和3年12月期和泊町農業委員会定例総会議事録

1. 開催場所 和泊町役場 結いホール 令和3年12月21日（火）
午前9時から10時15分

2. 出席委員（14人）

委員	1番	平田	春夫
委員	2番	大福	富一
委員	3番	伊地知	幸弥
委員	4番	三島	武己
委員	5番	今井	博美
委員	6番	盛田	照江
委員	7番	久富	康之介
委員	8番	山田	定美
委員	9番	玉野	政仁
委員	10番	谷山	健一郎
委員	11番	徳永	孝男
委員	12番	村山	俊夫
会長代理	13番	川畑	善美
会長	14番	野村	栄治

推進委員	1番	加納	秋一
推進委員	2番	早川	直
推進委員	3番	田浦	克吉
推進委員	4番	東	秀光
推進委員	5番	川間	哲志
推進委員	6番	重村	安治
推進委員	7番	外山	安孝
推進委員	8番	亘	幸世
推進委員	9番	大江	義仁
推進委員	10番	前田	洋一

3. 議事日程

(1) 議事録署名委員の指名

(2) 議案第44号 農用地利用計画変更に伴う承認について

議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第46号 農用地利用集積計画(相対)の作成について

議案第47号 農用地利用集積計画(中間管理事業)の作成について

議案第48号 農地のあっせん申出の受理及びあっせん委員の選任について

議案第49号 農地法第30条の規定による利用状況調査の結果について

4. 報告

- ① 合意解約に関する報告
- ② 農地の一時転用の届出について

5. その他

- ① 次期総会について
 日時：令和4年1月21日(金)午前9時～
 場所：和泊町役場(結いホール)
 議案提出締切日：1月14日(金)午後5時まで
 現地確認調査日：1月17日(月)午後2時から
 議案発送日：1月18日(火)

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 先山 照子 事務局次長 西村 雄次
 事務局主査 大坪 忠仁 任用職員 川村 奈央

9:00～ 事務局	皆さん、おはようございます。ただ今より令和3年12月期和泊町農業員会定例総会を開会いたします。本日の出席人数は14名で定足数に達しておりますので本日の総会は成立します。それでは、会長からのあいさつをお願いします。
会 長	おはようございます。今月、会長として出席した会議はとくにありませんでしたが、他の件があります。刈取りが終わって、利用権が終了する案件が出てくるかと思えます。基本的に借り手の方の委員が利用権設定書を作成しますが、農家の皆さんに嫌な思いをさせないように委員同士で連携をとって臨機応変に対応して下さい。農家の皆さんに迷惑をかけないようによろしくをお願いします。 それと、先月開催された研修会および農業祭への出席ありがとうございました。研修会後に懇親会を毎年行っていましたが、昨年、今年と残念なことに続けて開催ができませんでした。来年は出来る事を祈るばかりです。以上です。
事務局	はい、ありがとうございました。それでは、和泊町農業委員会総会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、会長にお願いしたいと思えます。会長、議事の進行をお願いします。
議 長	では、まず議事録署名委員の指名を致します。谷山健一郎委員、徳永孝男委員と野村を指名致します。よろしいでしょうか。 (異議なしの声) それでは、議事に入ります。議案第44号 農用地利用計画変更の承認について農業振興地域の整備に関する法律第13条による農用地利用計画変更について申出を受理したので、次のとおり審議を求めます。事務局お願いし

	ます。
事務局	<p>はい，説明します。整理番号1 計画変更は，用途変更です。土地の所在が大字仁志字内窪〇〇 畑 982㎡の1筆です。申請人は仁志字〇〇で畜産を主とした農地所有適格化法人として農業経営をしています。現在の畜舎及び堆肥舎等は平成20年に転用して建設してありますが，今回の申請は規模拡大により堆肥舎を新たに新設また，隣接地のため通路を建設するためです。場所は既存施設の東側に接しています。申請地は前のスクリーンをご覧ください，仁志集落の南側に位置し，土地改良事業整備地で，10ha以上広がりのある農用地区域内農地です。現在のこの地図では1筆ですが，申請地部分を分筆して残りは農地として使うとの事です。分筆登記済ですがこの地図には反映されていませんので，申し添えます。外周部に接続していることから一団の農地としての集団性はそこなわないと考えます。用途区分の変更になりますので農地区分は農用地利用計画指定用途となります。地図をみていただくとわかるように，侵入道路も確保されています。具体的な転用計画もあることから不要不急の用途に供するためではないことから，申請はやむを得ないものと思われます。このことから農振法第13条第2項の5つの全ての要件を満たしていると思われます。以上で説明を終わります。審議をよろしくお願ひします。</p>
議長	只今の説明に質問はありませんか。
	なしの声
議長	<p>それでは，承認する事に賛成の方は挙手をお願いします。 （全委員 挙手） 挙手多数ということで，議案第44号についてを承認することに決定します。</p> <p>では，議案第45号 農地法第3条の規定による許可について農地法第3条の規定による許可申請書を受理したので，次のとおり審議を求めらる。 事務局，説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい，それでは，申請番号1 権利の種類無償での所有権移転です。土地の所在が西原字ヲフン上〇〇 普通畑 農振農用地 1,027他6筆 合計11,546㎡ 譲渡人が大字〇〇にお住まいの〇〇氏，譲受人が和泊町西原〇〇番地の〇〇氏，親子間での贈与です。申請番号2 権利の種類が有償による所有権の移転になります。土地の所在が和字大窪〇〇 普通畑 農振農用地 1,478㎡です。譲渡人が和〇〇にお住いの〇〇氏で，譲受人が和泊町〇〇番地の〇〇氏です。申請事由が譲り渡し人のあつ旋申出によるものです。受人は認定農業者で地域の担い手の〇〇氏です。農業委員のあ</p>

つ旋により売買が成立しています。反当り〇〇万円です。申請番号3 権利の種類が無償による所有権の移転になります。土地の所在が手々知名字穴張〇〇 普通畑 農振地545㎡ 他4筆 合計5筆で面積5,266㎡ 兄から弟への贈与となっています。申請番号4 権利の種類が無償の所有権の移転になります。土地の所在が国頭字手附〇〇 普通畑 農振農用地 127㎡です。譲渡人は愛知県〇〇番地にお住いの〇〇氏、譲受人が同じ国頭〇〇番地の〇〇氏です。譲り渡し人の〇〇氏は将来島に帰って農業をする予定も無いことから、親戚の受人の〇〇氏へ譲渡するとの事です。申請番号5 無償での所有権移転です。土地の所在が和泊字草木俣〇〇 畑 農振農用地 2,028㎡ 他2筆 合計3筆で5,933㎡です。義理の兄弟での贈与となっています。受人はサトウキビを耕作するとの事です。申請番号6 有償での所有権移転です。土地の所在は国頭字宇宗〇〇 畑 農振農用地 986㎡です。譲渡し人は国頭〇〇にお住いの〇〇氏です。受人は国頭〇〇にお住まいでジャガイモ等を主に耕作し農業経営している〇〇氏です。ことらは、売りのあつ旋申出が出ていた件で、農業委員のあつ旋により成立しました。10aあたり〇〇万円となっています。申請番号7 有償での所有権移転です。土地の所在が和泊字貞理〇〇 畑 農振農用地 1,876㎡ 譲渡人は大阪府〇〇にお住いの〇〇氏 受人が和泊字〇〇にお住まいで畜産経営をされている〇〇氏です。農業委員のあつ旋による売買が成立しております。10aあたり〇〇万円になっています。申請番号8 有償での所有権移転です。こちらも売りのあつ旋申出ががでていました。土地の所在が和泊字貞理〇〇 畑 農振農用地 3,396㎡ 譲渡人が神戸市〇〇にお住いの〇〇氏です。受人は和泊〇〇にお住まいで畜産を主に農業経営をしている認定農業者の〇〇氏です。農業委員のあつ旋による売買が成立しております。現地確認調査および聞き取り調査を、各調査委員が行っています。以上8件について農地法第3条第2項各号に該当しないと思われるため許可要件すべてを満たしていると思われます。審議をお願いします。

議 長	それでは、申請番号1について補足説明を久富委員お願いします。
久富委員	はい、こちらは親戚関係にあたり、譲渡人の〇〇氏は島に帰って農業する予定もない事から、親戚の〇〇氏に譲り渡したいとの事です。〇〇氏はジャガイモやサトウキビを主に耕作し約3ha経営しています。問題ないかと思ひます。審議の程よろしくお願いします。
議 長	質問等はありませんか。 (なしの声) それでは採決いたします。申請番号1番について許可してよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。

	<p>(全委員挙手)</p> <p>挙手多数なので、異議なしと認めます。よって、申請番号1は許可します。</p>
議長	<p>申請番号2について補足説明を大福委員お願いします。</p>
大福委員	<p>説明します。受人の〇〇氏はコーヒーを栽培しています。今回認定農業者になりました。今後規模拡大していくとの事です。問題ないかと思えます。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>質問等はありませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>それでは採決いたします。申請番号2について許可してよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。</p> <p>(全委員挙手)</p> <p>挙手多数なので、異議なしと認めます。よって、申請番号2は許可いたします。</p>
早川委員	<p>申請番号3について補足説明を早川委員お願いします。</p> <p>譲り渡し人の〇〇氏と受手の〇〇氏は兄弟です。兄から弟への譲渡です。受人の〇〇氏はバナナや野菜を作っています。問題ないと思えます。審議をお願いします。</p>
議長	<p>質疑はありませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>それでは採決いたします。申請番号3について許可してよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。</p> <p>(全委員挙手)</p> <p>挙手多数なので、異議なしと認めます。よって、申請番号3は許可いたします。</p>
議長	<p>申請番号4について補足説明を盛田委員お願いします。</p>
盛田委員	<p>はい、特に補足説明はありません。現地確認聞き取り調査をしました。1haの農業経営をしておられます。問題ないと思えます。審議をお願いします。</p>
議長	<p>次に申請番号5の補足説明を平田委員お願いします。</p>

平田委員	譲渡人は現在知名町に住んでいます。申請地を弟に譲って〇〇氏がサトウキビを耕作し今後規模拡大していきたいとの事です農業用機械等もそろっています。問題ないかと思えます。審議をお願いします。
議長	質疑ありませんか。 (なしの声) それでは採決いたします。申請番号5について許可してよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。 (全委員挙手) 挙手多数なので、異議なしと認めます。よって、申請番号5は許可いたします。
議長	次に申請番号6についてですが。 この件は、農業委員会に関する法律第31条第1項の議事参与の制限に抵触しますので、今井委員は退席をお願いします。 (今井委員退席),
議長	申請番号6番について補足説明を盛田委員をお願いします。
盛田委員	はい説明します。 この件は、今年の7月総会であつ旋申出のあった件です。 受け手はサトウキビを2.9ha、バレイショを1.2haの経営をしています。 認定農業者でもあります。今回あつ旋が成立しました。問題ないかと思えます。
議長	質疑はありませんか。 (なしの声) それでは、採決します。申請番号6について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全委員 挙手) 挙手多数なので、異議なしと認めます。よって、申請番号6について許可します。
議長	次に申請番号7番について、補足説明を平田委員をお願いします。
事務局	この案件は、今年の7月総会にてあつ旋申出を審議されました。 7番と8番について合わせて説明します。7番と8番は場所が隣接しています。また所有者は親子になります。 受け手は和泊字で担い手として畜産経営をされています。現在生産牛21頭、バレイショ6反経営しています。申請地が牛舎に隣接しておりまた、飼料

	畑を探していたので、話をしたところ買いたいとの返事があり、あつ旋が成立しました。問題ないかと思えます。審議をお願いします。
議長	<p>それではただ今の7番と8番について質疑ありませんか。 (なしの声)</p> <p>それでは採決いたします。申請番号7について許可してよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。 (全委員挙手)</p> <p>挙手多数なので、異議なしと認めます。よって、申請番号7は許可いたします。</p> <p>続けて申請番号8番について採決いたします。 申請番号8について許可してよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。 (全委員挙手)</p> <p>挙手多数なので、異議なしと認めます。よって、申請番号8は許可いたします。議案第45号農地法第3条の規定による許可申請は審議の結果、これをすべて認めます。</p>
議長	次に議案第46号農用地利用集積計画(相対)の作成について、農業経営基盤強化促進法第18条の農用地利用集積計画を作成したので、次のとおり審議を求める。併せて、議案第36号農用地利用集積計画(中間管理事業)の作成について農業経営基盤強化促進法第18条の農用地利用集積計画を作成したので、次のとおり審議を求める。事務局から説明をお願いします。
事務局	はい、それでは、皆さんのお手元にお配りしてあります、利用権設定集計表に沿いまして、議案第46号、47号をまとめて説明させていただきます。先ずは、議案第46号の基盤法契約が7件です。その内、賃貸借が4件で契約面積が17,939㎡です。使用貸借が3件で契約面積が13,191㎡です。基盤法契約の合計契約面積が31,130㎡になります。次に、議案第47号の中間法での契約が246件です。その内、賃貸借が60件で契約面積が245,751㎡です。使用貸借が186件で契約面積が1,679,251㎡です。公社を通しての合計契約面積が1,925,002㎡です。合意契約が7件24,279㎡です。以上の契約は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。審議をお願いします。
議長	それでは、議案第46号と議案第47号について、補足説明をお願いします。新規で契約した分の補足説明をお願いします。

野村委員	申請番号1の補足説明をします。 この農地は遊休農地であったため、受け手が重機等で解消しその費用を小作料で相殺しました。その為2年間は無償での貸借で残りの一年間は賃借料を支払うという事になります。遊休地解消につながりました。 よろしく申し上げます。
議長	次に申請番号2番を伊地知委員申し上げます
伊地知委員	みなし解消したいとの契約です。問題ないかと思えます。よろしく申し上げます。
議長	次の説明申し上げます。川畑委員申し上げます。
川畑委員	この契約は以前から耕作者が使っていたのですが、契約をしてなかったところを契約するとの事で、みなし解消です。
議長	次に申請番号4番の説明をお願いします。
外山委員	この契約は親子間での契約です。息子が独立したいとのことからの契約です。
外山委員	次の件についても、親子での無償での契約です。 前の件と同じ申請者になります。
議長	今までの補足説明に対しての質問等はありませんか。 (なしの声) それでは、次に中間管理事業一括方式についてですが、こちらは国頭の地域集積協力金関係ですね。
事務局	そうです。
議長	この件で質疑ございませんか。 (なしの声) それでは、議案第46号と47号を併せて採決します。承認することに賛成の

	<p>方は挙手をお願いします。</p> <p>(全委員 挙手)</p> <p>挙手多数という事で、議案第46号及び47号農用地利用集積計画の作成について承認する事に決定します。</p>
議長	<p>次に、議案第48号 農地のあっせん申出の受理及びあっせん委員の選任について 農地移動適正化あっせん事業実施要領第9に基づくあっせん申し出があったので、別紙のとおり提出する。併せてあっせん委員の選任を求める。事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、売りのあっせん申し出が、1件出ています。整理番号1 土地の所在が、大城字皆川竿〇〇 畑 3,003㎡ 他1筆 合計面積3,648㎡ 申出者は、和泊町大城〇〇にお住いの〇〇氏からあっ旋申出が出ております。この畑は基盤強化法で契約がありましたが、合意解約ができております。謄本を確認したところ1筆については抵当権がついていますが、開発基金に確認したところ残額はなしという事です。売り手が見つかったら、所有者が抵当権の抹消手続きをすとの確認済です。</p> <p>次にいきます。次は貸したいのあっ旋申出が出ています。</p> <p>土地の所在が大城長堂〇〇 畑 998㎡ 皆川神窪〇〇 畑 1,577㎡ 合計で2,575㎡です。申出人が沖縄にお住いの〇〇氏から出ています。希望価格は〇〇万円です。次のページをご覧ください。借りたいのあっ旋申出が出ております。整理番号1番 町内3ha借りたいと、国頭の〇〇氏から出ています。〇〇氏は認定農業者であっ旋名簿登録もされています。</p> <p>次に国頭、喜美留、西原で5,000㎡借りたいと、西原にお住いの〇〇氏から出ています。この方は認定新規就農者です。以上で説明よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>それでは、売りのあっせんからですが、谷山委員補足説明はありませんか。相場はどのくらいでしょうか。</p>
谷山委員	<p>申出人は現在島外で入院中です。どうしても農業する可能性はないという事で、大城の相場が〇〇万円です。基盤整備もされて水もきています。この畑は2筆とも整備地区で畑かんの水も来ています。生産性の高い畑です。次の貸しのあっ旋ですが、申出人が〇〇氏といっていますが、この畑は現在大城の〇〇氏が契約しています。今回所有者からの一方的な申出なので、この状態では、あっ旋できません。</p>

議 長	<p>わかりました。</p> <p>それでは売りのあっ旋についてお諮りします。価格は〇〇万円で、あっ旋委員は谷山委員と皆川の徳永委員に指名します。ご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>それでは売りのあっ旋価格は〇〇万円で、あっ旋委員は谷山委員と皆川の徳永委員に決定します。</p> <p>次に貸しのあっ旋についてですが、貸しのあっ旋については、確認を取ったうえで審議しますので、今回は保留にします。</p>
議 長	<p>次に借りのあっ旋についてですが整理番号1番については、あっ旋委員は国頭の委員3名でお願いします。</p> <p>整理番号は2番は、認定新規就農者の〇〇氏ですよね、5,000㎡借りてやっていけますか。</p>
事務局	<p>この申請人は、最初は買って畑を増やしたいと希望でしたが、実績がない為融資が受けれないとの事で、まずは借りて実績を作ってからとの事で今回借りのあっ旋申出を出しました。</p>
村山委員	<p>この〇〇氏は、内城に畑を借りていまして、道を隔てた知名町の畑を借りていまして、私はその隣に畑があるので、よく見るのですが。現在ニンニクを一行植えては草が茂り、一時してからまた一行植えて今度は新しく機械を入れて、植え付けしてます。内城の遊休地を借りて開墾して使うといっていました、なかなか作業もすすんでないのに、畑を新たに借りてやっていけるのか危惧しているところです。以上です。</p>
議 長	<p>〇〇氏のご事は、先ほど次長から説明がありましたが、初めはどうしても畑を買いたいとの思いがあったようですが、融資を受けてしまうと、負担が大きいですのでまずは畑を借りて、農業の実績を上げるのが良いのではと助言をしました。みなさんで、様子を見ながら畑が出てきたらあっ旋してはどうかでしょうか。それでは、お諮りします。</p> <p>あっ旋委員を国頭の3人の委員と西原の久富委員に氏名します。ご異議ありませんか。</p>

	<p>(異議なしの声)</p> <p>あつ旋委員を国頭の今井委員，川間委員，盛田委員と久富委員をあつ旋委員と決定します。</p>
議 長	<p>次に議案第49号 農地法第30条の規定による利用状況調査の結果について別紙の通り審議を求める。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>夏ごろから委員の皆様にご利用状況調査をしていただいた調査結果です。非農地判断一覧は193ページから196ページ，遊休農地は197ページから201ページまでとなっています。非農地に関しましては地域の委員3名と私の4名で現地現地確認をしました。遊休地に関しましては，調査をしていただいてから現在の状況が改善されているところもあると思いますのでそのようなところがありました，言ってもらえないでしょうか。</p> <p>再度皆さんに確認していただきたいと思いますのでよろしくお願いします。現時点では非農地判断農地は全体で122筆，55,419㎡で一号遊休農地が全体で153筆，168,879㎡16.8haです。非農地判断した農地にかんしては所有者に非農地判断通知を送ります。遊休農地に関しては利用意向調査を今月中に発送しますので，もし委員の皆様にお問い合わせがきましたら，対応をお願いします。</p>
議 長	<p>次に合意解約についての報告を事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい，合意解約の報告をします。整理番号1から9までありますが，耕作者変更が整理番号1から4までです。5番から8番までは，地域集積のため，9番は売りのあつ旋申出のための合意解約となっております。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>次に農地の一時転用についての届出の説明を事務局お願いします。</p>
事務局	<p>説明いたします。こちらは，県営畑地帯総合整備事業（担い手支援型）外俣地区の工事に伴う工事現場の設置や資材置場として設置するために一時的に転用したいとの事です。工期は10月1日から令和4年3月18日となっております。工事完了後は直ちに畑に現状復旧するとの確約書がついております。場所は国頭〇〇 畑 979㎡です。工事受社は(株)町田建設となっております。以上です。</p>

議 長	今の説明に質疑ございませんか。 (なしの声) 他にありませんか。 (なしの声) 以上を持ちまして、本日の総会を終わります。お疲れ様でした。
-----	---

上記のとおり相違ないことを確認し署名する

令和3年12月21日

会 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____